

令和3年4月26日(月)

## 令和3年第4回宮古島市農業委員会総会議事録

議長： ただ今から、令和3年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17人で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員： 異議なし

議長： それでは、15番：田名和彦委員、16番：長濱国博委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員： 異議なし

議長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は、9件でございます。  
受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番から2番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、宮古の里老人ホームの北側に位置し、譲受人は肉用牛経営しながらサトウキビの規模拡大であります。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の裏側の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所については隣同士なので一括説明をいたします。場所は、下北公民館の南東500㎡に位置し、譲受人は兄弟で機械等も所有してのサトウキビ規模拡大です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地向けの多良間家の旧宮古島農園の近辺に位置し、譲受人はマンゴー作栽培で、将来的には建物を建設してカフェを行うとの事です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**島尻推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は保良の海宝館の北側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

**議長：** 伊良部2区推進委員が欠席していますので、受付番号8番については、今総会から取り下げしまして来月総会に申請させます。

**議長：** 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

**國仲事務局：**

受付番号9番については、伊良部3区推進委員が欠席して事務局より説明資料を預かっていますので、事務局より説明いたします。場所は、結の橋学園の南方に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、8番委員 ・ 12番委員

**喜屋武委員：**

受付番号6番についてですが、将来建物建設との説明ですが、この申請地は1種農地なので建物建設はできないと思いますが。

**國仲事務局：**

申請時に申請者に対しては建物建設はできないことを説明して納得させました。

**松川事務局：**

申請時に内容を聞いて、申請者が建物建設というのは、直ちにという事ではなく、サトウキビ収穫後にマンゴー苗床の保管場所の確保で将来的にカフェを行い農家レストランを確保したいということであります。

**久保委員：**

サトウキビ作とマンゴー経営作とありますが、労働人数は大丈夫ですか。

國仲事務局：

サトウキビに関しては、譲渡人からの買い取りで収穫後にマンゴー作栽培ということですが。マンゴー苗床の管理から始めると言うことです。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号8番を除いて、受付番号1番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番は、別紙参考資料10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の裏側の土地改良区に位置し、譲受人は夫と一緒に機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。受付番号11番から19番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から19番は、別紙参考資料11ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第2議案第1号は原案とおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。  
受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。 はい、14番委員

仲里委員：

取り消し事由の内容について、詳しく説明して下さい。

國仲事務局：

申請時に無償移転について、家族間での合意形成が図られなかった理由での取り消しです。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただ今の説明に関連して、担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向け滑走路の南側に位置し、譲受人はマンゴー作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺線の福里集落から新城集落向けの300㍍左側の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員をお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、仲原市営団地の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して枝豆作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は下地・咲田川公園の近辺に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜（ゴーヤー）栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下地中学校から入江集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

**嵩原推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、来間地区の保良畜産のサイロの近辺に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、城辺3区：下地堅士郎推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 城辺3区推進委員退席 》

**議 長：** それでは、改めまして質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、城辺3区推進委員の入室・着席を認めます。



《 城辺3区推進委員入室・着席 》

**議 長：** 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明を終わります。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古製糖工場の西側200mに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

**根間推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、福山集落の西側1kmに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は新城集落の東側に位置し、譲受人は機械等も所有しての畜産経営です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城集落の北側に位置し、譲受人は新福畜産の息子が畜産経営で採草地の管理です。

**議 長：** 次に受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、伊良部高校の十字路から佐良浜集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。 はい、10 番委員

**川満委員：**

受付番号 3 番の譲渡人に関する確認での案件ですが、譲渡人は議案第 6 号農地法第 4 条で追認案件の申請が提出されていますが、この農地利用集積計画（所有権移転）での申請は出来るんですか。

**砂川事務局：**

申請されている 9 4 1 番地 1 の地番に牛舎があり、許可が得られていないので追認案件として同時に提出されています。

**長濱委員：**

同時にしないで、先に議案第 6 号の 4 条申請を行ってから許可後に今回申請の農業基盤強化促進法での農地利用集積計画（所有権移転）は提出するべきではないですか。

**砂川事務局：**

農業基盤強化促進法での農地利用集積計画（所有権移転）と農地法第 4 条の追認案件提出に関しては、農地法第 4 条申請の許可を得た後での売買はおかしいということで、農地利用集積計画（所有権移転）の申請は取り下げといたします。

**議 長：** ほかに質疑ありませでしょうか。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を受付番号 3 番を除いて、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農用地利用配分計画案は9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年4月8日（木）に調査員として10番：川満委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任、仲間さんの7名で、日程として午前9時から午後4時45分まで現地調査、4月15日の内部審査で4条申請6件、事業変更申請1件、5条申請11件で合計18件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告いたします。

受付番号1番の説明をいたします。城辺新城集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地、農業施設の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野千代田ハイツの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は伊良部仲地集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は宮古製糖工場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺長間集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、ファッションセンターしまむらの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

場所は市営鏡原団地の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がり増加傾向にあり、農地区分は第2種農地その他、原野・宅地等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第9議案第8号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から11番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所はドラックストア・モリ宮古店の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、区域から500m以内かつ、周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。



議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古製糖・伊良部工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伸学喜書店の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がり増加傾向にあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がり増加傾向にあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、島の駅の南西に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、三和自動車学校の前方に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。 はい、15番委員

田名委員：

この申請書の図面・写真等には、使用されている形跡が見られますが、顛末書等の提出が必要ではないですか。

池村事務局：

図面・写真等に関しては、現地の現況確認後の写真で、一時転用であるため業者等から工期が迫っているためとの要望があり、それなら、現場確認後ということで許可してあります。

**長濱委員：**

一時転用に関しては、現場確認後での許可ではなく、申請された議案の総会が終了してからでないと認められません。ですから、この申請に関しては顛末書を取って添付して下さい。

**議 長：** この件に関しては、必ず顛末書を取って添付させます。

**議 長：** ほかに質疑ありませでしょうか。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、ファッションセンターしまむらの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は。挙手をお願いいたします。 はい、4番委員

**仲里委員：**

申請書の中に、資金計画表が提出されていませんが。

**池村事務局：**

沖縄労働金庫からの内諾書に基づいて申請して、後から計画書は届きます。

**議 長：** ほかに質疑ありませでしょうか。

**委 員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、ファッションセンターしまむらの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、市営新城団地の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地、既存施設の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は来間島のリゾートシーウッドホテルの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設等の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第9議案第8号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第10議案第9号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。受付番号1番と2番は関連する案件ですので、併せて説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

4月9日に城辺地区農地パトロールで農業委員4名、推進委員4名、事務局から2人で調査して、場所は、西中集落の南東側、国道390号線に位置し、宅地跡地のため農地としての利用はないため、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

《 発言なし 》

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年4月26日

会 長 芳 山 辰 巳  
15番委員 田 名 和 彦  
16番委員 長 濱 国 博